

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年9月12日（令和4年（行個）諮問第5187号）

答申日：令和5年7月13日（令和5年度（行個）答申第5042号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「令和4年特定日付けで特定労働基準監督署長が審査請求人に対してなした療養補償給付請求の不支給処分（令和3年特定日決定）に係る復命書及び添付資料のすべて（会社名：特定事業場（特定住所）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年3月24日付け栃労発総0324第1号により栃木労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

不開示の理由のうち、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないこと、同条3号イに該当すること及び同条7号柱書きに該当するとしたのは、いずれも法令の条文を根拠とするだけで抽象的すぎる。本件は審査請求人が発症した有機溶剤中毒の業務外の判断を原処分庁が行うにあたり必要不可欠な調査である専門医の意見、受診歴のある医療機関の医師の意見、検査内容及び検査所見等についてすべて不開示とされた。医師の固有名詞はともかく、業務上外の判断において最も重要な医学的意見等の医学的情報について、不支給処分を受けた審査請求人が知り得ないことは極めて不合理である。これらの情報は法に定める不開示事由には当たらない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和4年1月22日付け（同月28日受付）で、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、令和4年6月8日付け（同月13日受付）で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

## 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について（略）

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書番号1の①、6の①、8の①、11の②及び12の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、署名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書番号1の③の不開示部分は、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外特定の個人から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 文書番号1の②、6の③、7の②及び8の③の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性

(ア) 文書番号9の①及び12の②の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のもの

であり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

- (イ) 文書番号1の④、2、4、9の②、10の②、11の①及び12の③の不開示部分は、特定法人が一般に公にしている情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

#### ウ 法14条7号柱書き該当性

- (ア) 文書番号1の③は、特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

- (イ) 文書番号1の②、6の③、7の②及び8の③の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(ウ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処

分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 文書番号1の④, 2, 4, 9の②, 10の②, 11の①及び12の③の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていな情報であり、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合には、このことを知った当該法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、文書番号1の⑤, 6の②, 7の①, 8の②, 9の③, 10の①, 11の③及び12の④については、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、その余の部分(別表の2欄に掲げる部分)については、「法14条各号該当性」欄に表示する各号に該当することから、不開示を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年9月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月21日 審議
- ④ 令和5年4月27日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年7月6日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号, 3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとするが、その余の部分(以下「本件不開示維持部分」という。)については、不開示とすることが妥当としている

ことから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

#### ア 通番2、通番8及び通番9

当該部分は、医師の意見書の一部並びに審査請求人に係る診療報酬明細書、外来診療録、検査結果資料及び診断書等である。

当該部分のうち、通番2及び通番8（2）は、医師の意見書の一部であり、本件対象保有個人情報に記載された医師の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、参照箇所を指示する語句にすぎないか、又は、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

その余の部分は、審査請求人が、特定の健康保険組合及び特定の医療機関から特定監督署への提出に同意した本人に係る診療報酬明細書、外来診療録、問診票等のほか、本人に係る検査結果、診断書、本人の同意文書等であり、診療を受けた審査請求人が本来知り得る情報であると認められる。また、このうち、診断書を除く部分には、審査請求人以外の個人に関する情報は含まれておらず、さらに、診断書における医師の氏名、所属医療機関名、その住所及び診療科名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番4ないし通番6及び通番19

当該部分は、調査復命書一式、資料目次及び事業場提出資料の各記載の一部である。

当該部分のうち、通番4は、特定監督署の担当官が作成した文書の一部であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容であると認められる。通番6は、本件労災請求に関して特定監督署が撮影した特定事業場の内部の写真であるが、審査請求人が行っていた業務や同人に関する特定の出来事の場所に係るものである。また、通番1

9は、審査請求人に係る各種の検査結果、情報提供に係る同人の同意の旨が記載された文書、同人に提供された薬の説明書等であり、通番5は、これら内容を端的に表す資料名である。

当該部分は、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番14

当該部分は、安全データシート又は特定の企業のウェブサイトからダウンロードされた製品に関する情報である。

当該部分のうち、安全データシートは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、労働安全衛生法及び毒物及び劇物取締法において、化学物質等を譲渡又は提供する際に、相手方への提供又は表示が義務付けられているものであり、その余の部分は、ウェブサイトによる公表情報であるから、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番16及び通番17

当該部分は、審査請求人に係る健康診断結果報告書及び診断書に記載された医師の氏名、署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、上記の署名及び印影については、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### オ 通番18

当該部分は、審査請求人に係る診断書に押印された特定の医療機関の印影であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性について

通番1, 通番7, 通番10及び通番16は、特定監督署の担当官が作成した文書、関係者からの聴取書、医師の意見書、特定健康保険組合から特定監督署宛ての文書及び特定事業場提出資料に記載された、医師の職氏名、署名及び印影、被聴取者の職氏名及び住所、特定の個人に係る役職名、特定健康保険組合の職員の氏名並びに特定事業場の職員の氏名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番8(③-a)及び通番9(②-a)

当該部分は、審査請求人に係る診療報酬明細書、外来診療録等に記載された医療機関の職員等の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2, 通番3, 通番8(③-b), 通番9(②-b)及び通番11

当該部分は、特定監督署の担当官が作成した文書、関係者からの聴取書、医師の意見書等に記載された、被聴取者からの聴取内容、特定監督署の依頼に応じて医師が記述した意見内容、医師間の連絡内容及び担当官が本件労災請求に関して関係資料等に基づいて整理した内容等であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ

ない。

当該部分は、これを開示すると、医師、被聴取者等が率直な意見、申述等を行うことをちゅうちょさせることとなり、又は特定監督署の調査手法の一端が明らかになって、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号イ該当性について

通番12は、特定事業場から特定監督署に宛てた文書に押印された同事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条3号ロ及び7号柱書き該当性について

通番4ないし通番6、通番13、通番15及び通番19は、調査復命書一式、資料目次、事業場提出資料に記載された、特定事業場の特定部署のFAX番号、同事業場の特定の場所に係る詳細な図面、特定の作業に係る詳細な説明内容、特定事業場の内部等の写真、環境に関連する資料、産業医に関連する資料及び資料名、健康管理関係の資料及び資料名等であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、栃木労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について同労働者災害補償保険審査官から審査請求人に対して署長意見書



の写しの送付がなされているとのことであった。原処分時においては、当該意見書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該意見書の送付により、当該意見書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該意見書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

| 1 文書番号<br>及び文書名 |              | 2 本件不開示維持部分  |                        |    | 3 2欄のうち開<br>示すべき部分  |
|-----------------|--------------|--|------------------------|----|---|
|                 |              | 当該部分   | 法 1 4<br>条 各 号<br>該当性  | 通番 |   |
| 1               | 調査復命<br>書一式① | ① (氏名又は職氏名) 2<br>頁, 12頁ないし15頁,<br>17頁, 19頁, 54頁,<br>64頁, 73頁, 74頁<br>(署名) 5頁<br>(職氏名・所属) 8頁, 9<br>頁<br>(役職) 22頁, 36頁<br>(住居・職氏名) 33頁,<br>41頁 | 2号                     | 1  | —   |
|                 |              | ② 2頁ないし7頁, 55頁<br>ないし60頁, 64頁ない<br>し74頁, 77頁, 78頁<br>医師意見等   | 2号,<br>7号柱<br>書き       | 2  | 5頁(「署名」を<br>除く。)  |
|                 |              | ③ 12頁ないし19頁, 2<br>2頁, 33頁, 34頁, 3<br>6頁, 38頁ないし44頁<br>聴取内容   | 2号,<br>7号柱<br>書き       | 3  | —   |
|                 |              | ④ 14頁FAX番号, 53<br>頁不開示部分   | 3号<br>口, 7<br>号柱書<br>き | 4  | 53頁   |
| 2               | 資料目次         | 1頁不開示部分  | 3号<br>口, 7<br>号柱書<br>き | 5  | 項番15及び項番<br>16の不開示部分                                      |
| 4               | 調査復命<br>書一式② | 4頁, 6頁ないし20頁不<br>開示部分  | 3号<br>口, 7<br>号柱書<br>き | 6  | 8頁, 17頁及び<br>18頁の不開示部<br>分                                |
| 6               | 医療関係<br>資料①  | ① (氏名) 1頁<br>(署名・印影) 71頁, 7<br>4頁  | 2号                     | 7  | —   |
|                 |              | ③-a 4頁ないし64頁<br>③-b 71頁, 74頁不<br>開示部分  | 2号,<br>7号柱<br>書き       | 8  | (1) 4頁ないし<br>64頁(審査請求<br>人以外の個人の職<br>氏名を除く。)<br>(2) 71頁「主 |

|    |          |  |                        |    |  |
|----|----------|--|------------------------|----|--|
|    |          |  |                        |    | 訴及び自覚症」欄<br>不開示部分17文字<br>目ないし最終文字,<br>74頁「主訴及び自覚<br>症」欄の左右の全て,<br>「依頼事項にかかる<br>意見(検査成績等)」<br>欄の左右の各1行目 |
| 7  | 医療関係資料②  | ②-a 2頁ないし151<br>頁及び154頁ないし19<br>4頁<br>②-b 152頁及び15<br>3頁                                     | 2号, 9<br>7号柱<br>書き     | 9  | 2頁ないし149<br>頁及び156頁ない<br>し194頁(審査請求<br>人以外の個人の氏名<br>を除く。), 150<br>頁, 151頁, 1<br>54頁, 155頁              |
| 8  | 意見書      | ① 1頁署名・印影  | 2号                     | 10 | —  |
|    |          | ③ 3頁ないし29頁   | 2号,<br>7号柱<br>書き       | 11 | —  |
| 9  | 事業場提出資料① | ① 1頁法人の印影  | 3号イ                    | 12 | —  |
|    |          | ② 6頁ないし8頁不<br>開示部分, 10頁ない<br>し25頁, 27頁ない<br>し262頁  | 3号<br>ロ, 7<br>号柱<br>書き | 13 | —  |
| 10 | 事業場提出資料② | ② 2頁ないし200頁  | 3号<br>ロ, 7<br>号柱<br>書き | 14 | 全て   |
| 11 | 事業場提出資料③ | ① 6頁ないし8頁不<br>開示部分, 10頁ない<br>し12頁不開示部分,<br>15頁ないし65頁<br>(②を除く。)                              | 3号<br>ロ, 7<br>号柱<br>書き | 15 | —  |
|    |          | ② (印影) 8頁ない<br>し10頁, 12頁, 66<br>頁ないし77頁, 80<br>頁, 82頁, 86頁,<br>88頁, 90頁, 94<br>頁<br>(氏名) 11頁 | 2号                     | 16 | 66頁ないし77<br>頁, 80頁, 82<br>頁, 86頁, 88<br>頁, 90頁, 94<br>頁の印影   |
| 12 | 事業場提出資料④ | ① (署名・印影) 1<br>頁ないし4頁<br>(印影) 5頁ないし<br>13  | 2号                     | 17 | 全て   |

|  |  |            |    |   |
|--|--|------------|----|---|
|  | 頁, 15頁ないし21頁, 23頁, 26頁ないし41頁   |            |    |   |
|  | ②5頁, 6頁, 8頁ないし12頁, 15頁ないし21頁, 23頁, 26頁ないし29頁, 31頁ないし35頁, 37頁ないし41頁法人の印影  | 3号イ        | 18 | 全て  |
|  | ③22頁, 24頁, 25頁及び42頁ないし48頁不開示部分, 50頁ないし58頁, 60頁ないし87頁, 89頁ないし118頁不開示部分, 120頁ないし132頁, 134頁ないし138頁, 140頁ないし144頁, 146頁ないし150頁不開示部分 | 3号ロ, 7号柱書き | 19 | 60頁ないし68頁(審査請求人以外の個人の氏名を除く。), 77頁, 78頁(手書きメモ部分を除く。), 81頁, 84頁, 89頁ないし116頁 |

注 2欄の記載については, 当審査会事務局において整理した。